平成２１年（フ）第１８０７号
福岡県宗像市日の里３丁目３番地１　８棟204号
債務者　村冨喜美子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８１３号
福岡市南区野多目４丁目５番32号
債務者　平　　博州
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８２１号
福岡市東区箱崎７丁目20番12―302号
債務者　大山こと　李　　英雨
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８２２号
福岡市東区箱崎７丁目20番12―302号
債務者　大山こと　陳　　一美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８３０号
福岡市博多区南八幡町１丁目１番１―104号
債務者　永松　明寛
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８３７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋453番地１
債務者　黒田　美香
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８４３号
福岡市南区塩原４丁目19番25号
債務者　北村すみれ
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８４７号
福岡県前原市美咲が丘４丁目８番15号
債務者　齋藤　由美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８５２号
福岡市早良区南庄４丁目13番７―401号
債務者　松本　文子（旧姓奈良崎）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８６１号
福岡市南区若久１丁目35番１―706号
債務者　福永　隆久
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８７７号
福岡県朝倉郡筑前町東小田3286番地１
債務者　山下　榮一
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８８０号
福岡市東区千早１丁目41番12号
債務者　半田　好男
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８８５号
福岡市南区横手４丁目13番35―908号
債務者　釘丸　欣也
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８８６号
福岡市博多区美野島４丁目１番22―612号
債務者　泉谷　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８９０号
福岡県大野城市下大利１丁目15番２―507号　高原ビル507号
債務者　中辻　裕也
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９０８号
福岡市東区土井１丁目２番９号
債務者　横川　由加
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９１５号
福岡県朝倉郡筑前町下高場1046番地22
債務者　隠塚　　礼
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９１７号
福岡県大野城市山田３丁目10番７号　ブライトブルーⅠ―103号
債務者　松尾　常文
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部